

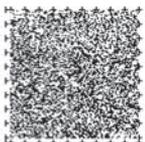
第2章 施策の体系

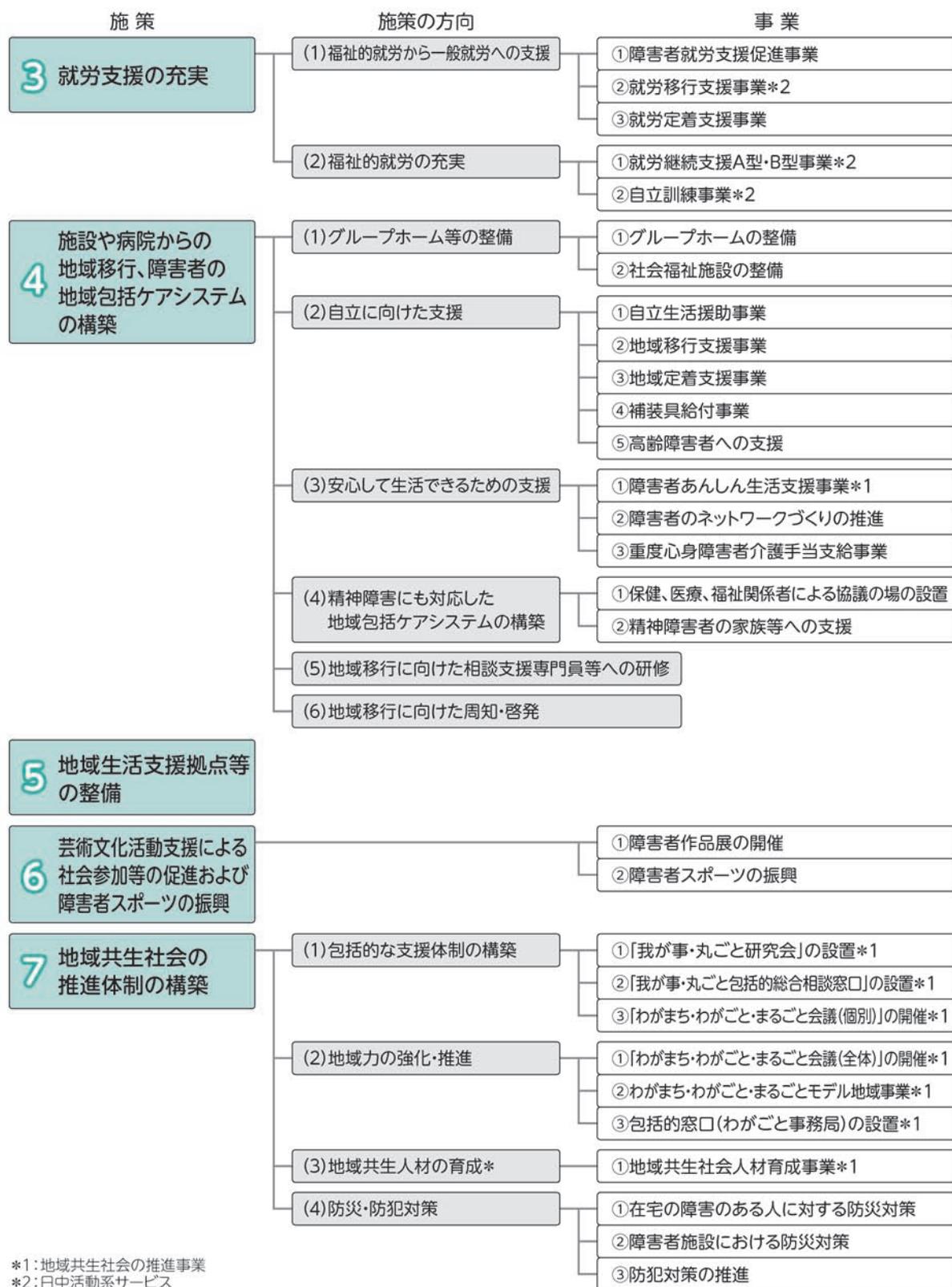
基本目標：ノーマライゼーション社会の実現をめざして

障害の有無にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として人格を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画し、地域、暮らし、生きがいを共に創ります。

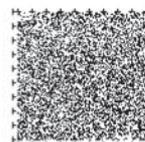


*1:地域共生社会の推進事業
*2:日中活動系サービス





*1: 地域共生社会の推進事業
*2: 日中活動系サービス



施策1 相談支援・情報提供体制の充実

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう相談しやすい体制づくりや情報提供の充実を図ります。

(1) 総合的な相談体制の充実

ライフステージの全ての段階を通じて、きめ細かいサービスを障害のある人に提供していくためには、個々の施策を包括的に検討し、実施する機関が身近にあることが不可欠です。本人や家族の相談窓口となるとともに、地域で暮らすための様々なサービスをコーディネートする総合的な支援体制の整備に努めます。

①より身近な相談支援の充実

障害のある人の身近な地域における相談機関として、委託相談支援事業所を地域別に配置するとともに委託相談支援事業所や各保健福祉センターの利用を推進します。また、身体障害者手帳所持者の約75%が65歳以上であることから、高齢者に関しては、市内32か所に設置されている地域包括支援センターとの連携を図ります。なお、より障害特性に応じた専門性を必要とする相談等に関しては、身体・知的・精神の専門相談機関等へつなげます。

②専門支援体制の充実

富山市障害者福祉センター基幹相談支援室においては、相談支援事業所などと連携して、複合的な課題に加え、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害特性に応じた総合的な相談支援を行うとともに、市内の相談支援事業所の中核的な役割を担うため支援体制の充実を図ります。

また、相談支援専門員の資質の向上を図るため、サービス等利用計画作成等の研修会を実施します。さらに、委託相談支援事業所が地域の関係機関と連携し情報交換を行う体制づくりに努めます。

③計画相談支援事業

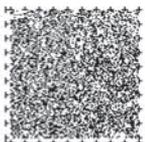
障害福祉サービスの相談支援には、計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援があります。障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直しを行う計画相談支援については、相談支援専門員の確保に努め、国が定める相談支援専門員一人あたりの標準相当件数を推進します。

また、障害者の状態に応じた適正なモニタリングが実施できるよう相談支援専門員の質の向上を図るとともに、新規の相談支援事業者の参入を図ります。

④介護保険サービスとの連携

難病や重度障害者の在宅生活を支えるために介護保険サービスに加え、障害福祉サービスの上乗せの制度があります。介護保険のケアマネジャーがこれらの制度の活用をしやすいよう、障害の相談支援専門員との連携を強化し、統合したケアマネジメントができるよう支援します。

また、これらの人々は介護保険サービス（共助）や障害福祉サービス（公助）だけでは在宅生活を支えることが困難なことから、地域包括支援センターと連携し、地域支援ネットワーク（互助）の構築に努めるとともに、双方が相談機関としての専門領域の強みを生かしながらトータルで支援できるよう努めます。さらに、施設に入所している高齢者が適切なサービスを受けることができ、地域への移行を後押しすることができるよう、施設職員の質の向上に努めます。



(2) 権利擁護の推進

障害のある人の人権を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、差別の解消、虐待の防止、成年後見制度の利用促進、意思決定支援の促進等を推進します。

①差別の解消

障害者差別解消法では、障害を理由とする「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を定めております。富山県条例においては、対象を「何人も」と規定し、行政機関や民間事業者等以外の、あらゆる事業者、機関等に範囲を広げ、差別の禁止を規定しています。

障害のある人が差別を受けることなく、誰もが安心して地域で暮らしていくための環境づくりを推進し、市民、事業者等地域社会全体への障害に対する関心を高め、理解を深めるため、障害福祉に関する啓発冊子の配布や広報掲載の実施等、障害への理解を深めるための情報提供の充実に取り組みます。また、富山市障害者差別解消支援協議会において、障害者差別の解消を確実に推進していきます。

②虐待の防止

障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センターの機能を障害福祉課に持たせており、障害者虐待の通報や届け出の受理、相談・指導・助言、広報等を行っています。

虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることから、行政を含めた関係機関との連携を強化しながら、障害のある人に対する虐待の未然の防止、緊急時における一時保護といった虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。また、障害福祉サービス事業所等に対して、人権の理解や適切な介護等、障害者虐待防止に関する研修会を実施します。

③成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、障害者の人権を守る制度であることから、成年後見制度の利用促進について、障害者本人および保護者をはじめ障害福祉サービス事業所等に制度の周知を図ります。

また、現在、社会福祉協議会にあるとやま福祉後見サポートセンターをはじめ関係機関と連携し、市民後見人をはじめ法人後見等、後見人の確保について検討します。障害者が身近な相談窓口として一時的な相談に対応できるよう、委託相談支援事業所の職員の資質向上に努めます。

④意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して、意思決定支援ガイドラインの普及・啓発に努めます。

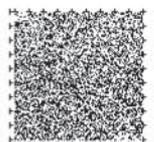
(3) 情報提供の充実

障害等のある人の自立と社会参加を実現するために、障害のある人もない人も誰もが相互に円滑なコミュニケーションをとることができるよう、わかりやすい情報提供等の支援を行います。

①意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣および設置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

また、視覚に障害のある人への代筆代読サービスなど、障害のある人の情報アクセシビリティについて、調査・検討に努めます。



②障害特性に応じた情報提供の推進

視覚に障害のある人、聴覚に障害のある人および知的障害のある人は、その障害のために情報を入力することが困難な場合があることが大きな課題となっており、適切なサービス等を受けることができるよう情報の提供に努めます。

③聞こえのサポート等事業

耳が聞こえにくい、目が見えにくい等の障害が人間関係をはじめとした生活のしづらさにもつながることから、ボランティア活動を行う人等が、障害に対する理解、配慮について学ぶことができる場を整備します。

施策2 在宅サービスの充実

障害のある人が地域で当たり前の生活ができるよう、ニーズに応じて在宅サービスの量的・質的充実に努めるため、既存事業者の活用を図るとともに、新規事業者の参入を促進します。また、介護人材の不足については、県および関係機関等と連携し、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスをいいます。これらは障害者の地域生活を支える基本事業であることから、質・量ともにサービスの充実に図り、安心した在宅生活を送れるよう支援します。

①居宅介護・重度訪問介護事業

障害特性に応じた適切な介護のできる居宅介護・重度訪問介護の整備に努めます。

②訪問入浴サービス事業

重度の障害があるため、自宅で入浴が困難な人に対する訪問入浴サービスを推進します。

(2) 日中活動系サービス

通所系サービスとは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護及び短期入所のことをいいます。障害者が希望したときにサービスを利用できるよう、事業所とも連携しながら質・量ともにサービスの充実に図ります。

①生活介護事業

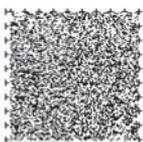
重度の障害のある人が利用する生活介護（介護型デイサービス）については、富山型デイサービスの利用も視野に置いて、引き続き支援します。

②療養介護事業

常時介護を必要とし、医療を要する障害者が、主として昼間において、病院等で行う機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行うサービス（療養介護）の充実について、医療機関に働きかけます。

③地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型事業

Ⅰ型では精神障害者への創作的活動・生産活動の機会の提供等、Ⅱ型では在宅の重度障害者への入浴・介護・文化的活動・機能訓練・送迎などのサービスの提供、Ⅲ型では身体障害者・知的障害者・精神障害者への創作的活動・生産活動の機会の提供等を引き続き行います。



④日中一時支援事業

障害者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を目的とし、障害者に日中における活動の場を確保する日中一時支援事業を実施します。

⑤短期入所事業

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等および障害児が、施設等に短期間入所し、入浴等の支援を受ける短期入所サービスを実施します。

(3) 移動支援施策の充実

障害者が地域の中で主体的に生活するにあたり、移動環境（手段）を充実させることが重要です。地域での生活を始めたとしても、移動の支援がなければ外出することが困難なため、地域の活動範囲を広げられない人もいることから、障害者のニーズを的確に捉えた移動支援施策の充実を推進します。

①障害者移動支援検討事業

障害者の移動について、地域で支える仕組みの構築を目指して、「障害者（児）の移動に関する検討会」を開催し、移動支援の課題、改善方法や今後のあり方等を幅広く意見交換し、検討します。

②移動支援サービスの充実

障害者の自立生活および社会参加の促進のため、屋外での移動が困難な人に対して、より便利に外出することができるよう、支給対象の見直し等、移動支援の充実に努めます。

③同行援護事業の充実

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際に必要な援助を行います。

視覚障害者にも分かりやすい方法で事業の周知に努めるとともに、事業所同士の連携を図ることで、同行援護を希望したときに利用できるよう努めます。また、同行援護サービスのみならず、日常生活用具や盲導犬等の活用により、視覚障害者が外出しやすい環境づくりを行います。

④行動援護事業の充実

知的障害あるいは精神障害により行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。新規事業者の参入を促進するなど、行動援護を利用しやすいよう環境づくりに努めます。

⑤福祉タクシー制度

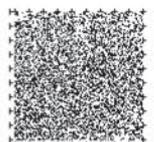
移動が困難な障害者に、タクシー利用券又はガソリン給油券を交付することにより、生活範囲を広げ、積極的な社会参加の促進に努めます。

(4) 発達障害者への支援

発達障害は、周りの人から見るとそれが障害だとは分かりにくい場合も多く、理解されにくい障害であることから、地域や、教育、職場等において障害特性や対応等について理解が深まり、適切な支援が受けられるよう体制の整備に努めます。

①発達障害の相談支援ができる人材育成

身近な場所で発達障害について相談できるよう、保健福祉センターや基幹相談支援室、相談支援事業所等の職員に研修等を実施し、相談に対応できる人材を育成します。



②相談支援体制の整備

発達障害者の中には、本人や家族に発達障害の気づきがないまま成人期を迎え、就労困難や経済的問題など何らかの社会的不適応を抱えていることがあることから、早期に相談でき、適切な支援が受けられるよう、保健福祉センターや基幹相談支援室、相談支援事業所が対応し、必要に応じて教育、就労、生活困窮・生活保護、警察等につなぎ、支援を行います。

また、相談支援体制については、調査・研究していきます。

③関係機関のネットワーク

保健、医療、福祉、教育、労働、警察等の関係機関が連携し、発達障害者が、早期から発達段階に応じた一貫した支援を円滑に受けることができるよう支援します。

④発達障害に対する理解の促進

自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害について、広く市民に正しい知識を普及するため、啓発パンフレットをホームページへ掲載するとともに、身近な地域の相談者である民生委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員、メンタルヘルスサポーター等へパンフレットを配布することにより、理解の促進に努めます。

(5) 二次障害・障害の重度化予防

高齢になるほど、何らかの障害を有し、生活する上での支障が出てきやすくなります。また、今までできていたことができなくなると、活動意欲が低下し、閉じこもりがちになってしまいます。このため、障害の影響による生活の不便さの軽減を図るなど、二次障害・重度化予防に努めます。

①健康づくり教室の推進

障害者福祉プラザにおいて、障害特性に応じた健康づくり教室を開催するとともに、地域の要望に応じた健康講座を開催します。

②障害福祉サービス事業所等による健康づくりの推進

障害者の二次障害・重度化予防を推進するために、障害福祉サービス事業者等による健康づくりプログラムの推進に努めます。

③自立支援医療（更生医療）給付事業

18歳以上の身体障害者の更生（障害を除去・軽減する手術等の治療）に係る医療費の給付を行うことによって、日常生活を容易にし得ることを図ります。

④重度心身障害者医療費助成事業

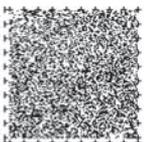
64歳以下の重度心身障害者に対して、医療費を助成することにより心身障害者の保健の向上と経済的な負担の軽減を図り、疾病や障害の重度化を予防します。また、精神障害者の生活習慣病発生率が高いことから、重度の精神障害者の医療費助成について検討します。

⑤医療と介護（障害福祉）の連携の推進

障害福祉サービスの相談支援専門員とかかりつけ医との連携が不十分であることから、連携が図られるよう検討します。

現在、まちなか総合ケアセンターを中心に、医療従事者と介護従事者との顔の見える関係づくりが進められておりますが、障害福祉サービス従事者が参画できるよう支援します。

（再掲）聞こえのサポート等事業



(6) 共生型サービスの創設

福祉サービスの一体的な提供を推進するため、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを利用しやすくするとともに、高齢者や障害者・児が共に支え合うことで、障害のある人の自立・自己実現に向けた支援を行う「共生型サービス」が創設されることから、制度の周知を図り、障害福祉サービス事業者の介護保険サービスの提供を推進します。

施策3 就労支援の充実

障害のある人が、自立した生活を送ることができるよう、障害者就労支援促進事業などにより一般就労への支援を行うとともに、一般就労が困難であっても、障害者が希望する地域で希望する働き方ができるよう福祉的就労の場の整備に努めます。

(1) 福祉的就労から一般就労への支援

就労移行支援や就労継続支援A型・B型を利用している障害のある人の中で、一般就労を希望する人が希望する就労先で勤務できるよう支援するとともに、一般就労へ移行した障害者が就労の継続を図るよう支援します。

① 障害者就労支援促進事業

就労移行コーディネーターを配置し、就労継続支援事業所を利用している障害者の特性に応じ、福祉的就労から一般就労へと身近な地域での就労を促進し、障害者の自立を支援します。

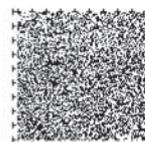
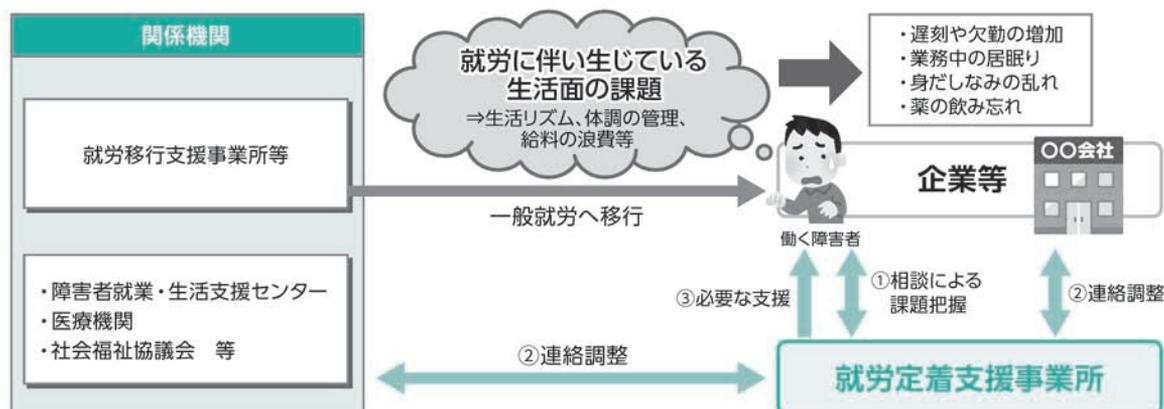
② 就労移行支援事業

就労を希望する障害者が、生産活動等の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を受ける就労移行支援事業の充実を促進します。

また、就労を希望する障害のある人の就労に至る支援や障害のある人の就労を継続する支援を行う障害者就業・生活支援センターのPRを行います。

③ 就労定着支援事業

一般就労へ移行した障害者の中には、就労に伴う環境の変化から様々な生活面の課題が生じ、就労の継続に支障をきたしている障害者がいます。就労の継続・定着を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。



(2) 福祉的就労の充実

一般就労が困難であっても、生産活動に従事することは、障害のある人の社会参加、働く権利、社会への寄与、自己実現の観点から重要であり、障害のある人が希望する地域で希望する働き方ができるように、福祉的就労の場の整備に努めます。

①就労継続支援A型・B型事業

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供する就労継続支援A型（雇成型）およびB型（非雇成型）について引き続き支援を行います。

②自立訓練事業

自立訓練事業は、特別支援学校卒業者、精神病院退院者、入所施設退所者等が自立した日常生活または社会生活ができるよう必要な訓練を受けるものです。障害者の地域生活の移行を容易にするため、自立訓練事業の周知を図ります。

施策4 施設や病院からの地域移行、障害者の地域包括ケアシステムの構築

障害者総合支援法は、障害のある人が地域で安心して生活することができる地域社会の実現を目指すものですが、障害のある人の望む生活の実現に向け、複数のニーズを調整し、サービスを継続的に提供するためには、関係者・機関の連携やネットワークが必要となります。地域移行に向け施設の整備や多様なサービスを展開させるとともに、地域生活を支えるためのネットワークづくりを推進し、トータルな支援体制の構築を目指します。

(1) グループホーム等の整備

①グループホームの整備

総合計画に基づき、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用しながら、1年に1か所を目標にグループホームの整備に努めます。また、入居希望者等が地域生活のイメージをつかみやすいよう、グループホームの宿泊体験の実施を事業者に要請していきます。さらに、障害者の重度化・高齢化に対応できる日中サービス支援型共同生活援助の事業者の確保に努めます。

②社会福祉施設の整備

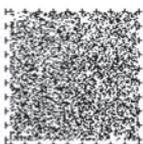
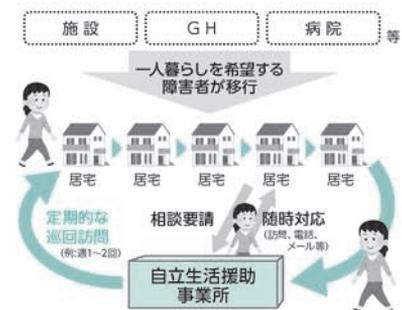
短期入所生活介護等や障害の特性に応じたサービスが不足している障害福祉サービス施設等を整備する場合や、既存の施設の防火・防犯対策の改修など、国の補助金を活用し整備します。

(2) 自立に向けた支援

障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入院・入所中であっても退院・退所に向けた支援を行ったり、地域で生活している人に対して助言や訪問等、適時適切な支援を行います。

①自立生活援助事業

居宅において单身等で生活する障害者の一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、情報の提供および助言その他の必要な援助を行います。新規に創設される事業であることから、



障害のある人への周知及び事業所の確保に努めます。

②地域移行支援事業

障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院している等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うため周知に努めます。

③地域定着支援事業

居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うため周知および事業者の確保に努めます。

④補装具給付事業

障害部分を補って日常生活や職業訓練をしやすくするために、盲人安全杖、義肢、補聴器、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具の購入、借受けおよび修理に係る費用の一部を助成します。

⑤高齢障害者への支援

障害者の高齢化に伴う介護保険制度への移行について、介護保険サービスだけではなく、引き続き、必要に応じて障害福祉サービスが利用できるよう、柔軟な支援を行います。また、65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービスの居宅介護等を利用し、引き続き、これに相当する介護保険サービスを受け、一定要件を満たす場合には高額障害福祉サービス費が支給されるため、制度の周知に努めます。さらに、高齢障害者の二次障害や重度化予防を推進するため、新たに健康づくりプログラムや聞こえのサポート事業などを行います。

(3) 安心して生活できるための支援

親亡き後の障害者の生活や施設や病院等からの地域移行を推進するための研究事業や実践的な事例を通じた検討を行うとともに、障害者および家族が高齢となっても、地域で安心して生活するために、関係機関やボランティアとのネットワークづくりを推進します。

①障害者あんしん生活支援事業

(障害者地域生活支援検討会)

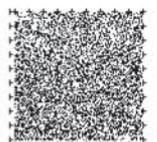
施設職員及び相談支援専門員の関係者が、地域生活を希望する障害者への相談に適切に対応する実践力を養うため、病院や施設に入院・入所している障害者の具体的な相談に対応し、地域移行に向けた実践的な事例検討を行います。

(「親亡き後」相談研究事業)

親亡き後の子どもの生活は、障害者の親の会から、深刻な声としてあがっています。親亡き後の生活は、障害者の暮らしや生きがいに大きな影響を与えることから、障害者本人および家族、地域住民をはじめ法律関係者、相談支援事業所等が各々の立場で、できることを考え、創り上げていくことが大切です。親の視点から、親亡き後の相談支援を行い、体制づくりに努めます。

②障害者のネットワークづくりの推進

障害者および家族が高齢となっても、地域で安心して生活するために、保健、医療、福祉、介護等の既存のサービスだけでは地域生活を支えることが困難な障害者を中心に、委託相談支援事業所や地域定着支援事業者、自立支援事業者等の相談員等が身体障害者相談員、知的障害者相談員、メンタルヘルスサポーター等と連携し、近隣住民をはじめ、地域の商店等とネットワークづくりに努めます。



③重度心身障害者介護手当支給事業

日常生活の食事や入浴、被服の着脱などに常時介護が必要な重度心身障害者を介護している人の負担を軽減するため、介護手当を支給することにより、障害者の福祉向上に寄与します。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労等）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、協議会やその専門部会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

②精神障害者の家族等への支援

精神障害者団体への支援を通じて、精神障害者の福祉向上とともに、その家族への支援に努めます。

(5) 地域移行に向けた相談支援専門員等への研修

障害者の地域生活を推進するために必要な家族へのアプローチや障害者本人の力を引き出し、地域での支援体制づくり等に必要な知識や技術についての研修会を開催します。

(6) 地域移行に向けた周知・啓発

障害者の地域での生活に向けた社会生活力を高め、障害者本人の意向を尊重した入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、障害者本人、病院、地域援助事業者などが一体となって支援を行うことができるよう、マニュアルの作成などを進めます。

施策5 地域生活支援拠点等の整備

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備に努めます。

施策6 芸術文化活動支援による社会参加等の促進および障害者スポーツの振興

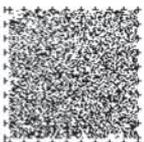
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、スポーツや芸術文化活動への高まりを受け、障害者スポーツや芸術文化活動の振興に努めます。

①障害者作品展の開催

「障害者週間」の関連事業として、作品展を開催し、施設や学校等で作成した絵や手芸品等を展示する機会を提供し、芸術文化活動の支援による社会参加の促進を図ります。

②障害者スポーツの振興

障害者福祉プラザにおいてスポーツ教室を開催します。また、障害者が地域や施設でスポーツ活動に参加できるように理解の推進に努めます。



さらに、東京パラリンピックでの活躍を目指して、障害者スポーツ優秀選手の競技力強化のための活動を支援するとともに、障害特性に応じた支援を行うことにより、競技力の向上を図ります。

施策7 地域共生社会の推進体制の構築

子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域社会の実現を目指します。平成30年度から平成32年度までの3年間は、包括的支援体制構築事業と地域力強化推進事業に取り組みます。

(1) 包括的な支援体制の構築

育児・介護・障害・貧困等、それらが複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築に努めます。

①「我が事・丸ごと研究会」の設置

保健、医療、福祉、教育、雇用等の有識者や地域の関係機関・団体の代表者で構成した研究会を設置し、地域生活課題の把握やその解決に向けた様々な取組、分析・評価などについて話し合うとともに、地域住民が住んでみたい地域、暮らし方や生きがい等を共に創り上げる社会の構築を目指し研究します。

②「我が事・丸ごと包括的総合相談窓口」の設置

3か所の保健福祉センターにモデル的に総合相談窓口を設置し、保健・医療・福祉に関する各種申請受付・相談を行うとともに、相談包括支援専門員を配置し、複合的・複雑な課題を抱える家族の相談に対応します。

③「わがまち・わがごと・まるごと会議（個別）」の開催

認知症高齢者に精神障害者の息子、DVで多重債務がある知的障害者の妊婦等、育児・介護・障害・貧困やそれらが複合化・複雑化した課題を解決していくため、保健福祉センターが中心となって基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、社会福祉協議会など、地域の複合的な課題の包括的な相談に対応している機関の個別の定期的な会議を通し、相談体制の強化に努めます。

(2) 地域力の強化・推進

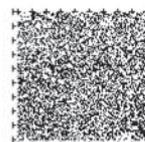
住民が身近な地域で主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを構築するため、モデル地域を中心に事業を実施します。

①「わがまち・わがごと・まるごと会議（全体）」の開催

平成8年度から自治振興会、社会福祉協議会、長寿会、民生委員児童委員協議会、ふるさとづくり推進協議会、保健推進員、食生活改善推進員が中心となって開催してきた「健康づくり推進会議」の基盤を生かし、健康づくりだけでなく、地域で生活している方の暮らしや暮らし方、生きがいをはじめ、こんな地域に住んでみたいを実現させるため、「わがまち・わがごと・まるごと会議」を開催します。

②わがまち・わがごと・まるごとモデル地域事業

地域住民や専門職が共に地域の課題を共有し、子ども・高齢者、障害者、その家族が共に暮らす地域共生社会を目指し、共に学び、共に実践する「わがまち・わがごと・まるごとモデル地域事業」を実施します。



③包括的窓口（わがごと事務局）の設置

モデル地域の地区センターに包括的窓口（わがごと事務局）を設置し、地域と行政のパイプ役的機能、各種団体や地域づくりの事務局機能を担います。

(3) 地域共生人材の育成

複合的・複雑な相談に対応する人材の育成と、人々の課題を我が事としてとらえることができるボランティアの育成を行います。

①地域共生社会人材育成事業

地域共生社会を推進していくため、今、なぜ、地域共生社会なのか、社会的背景や目指す方向性について地域住民をはじめ専門職、行政等が共に学ぶ「地域共生推進研修会」を開催します。

また、地域で生活する複合的・複雑な課題を抱えた家族の支援を行う知識や技術を高めるため「相談援助者研修会」を開催します。

さらに、「聞き書きボランティア養成講座」を開催し、聞き書きを通して、地域で暮らす障害のある人や認知症高齢者の生き方や人生について学び、生きた文化、物語として残し、その過程を通して、共感し、我が事として捉えることができる人材を育成します。

(4) 防災・防犯対策

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）が、安心して暮らせる社会を実現するため、防災知識の普及を図るとともに、地域住民をはじめ、関係団体、福祉関係者、ボランティア等の連携による支援体制の確立を推進します。

①在宅の障害のある人に対する防災対策

障害のある人が安心して避難生活を送ることができるよう、社会福祉施設などを福祉避難所として指定することに努めるとともに、災害時に住民が身近な地域で主体的に助け合える体制づくりを構築するため、総合防災訓練などを通じて要配慮者の避難誘導や安否確認に関する防災啓発に努めます。

②障害者施設における防災対策

浸水想定区域などにある要配慮者利用施設が避難確保計画を作成し、避難訓練等を行うよう指導を行い、施設利用者の安全確保に努めます。

③防犯対策の推進

障害福祉サービス事業所等および障害児通所支援等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきという方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、その支援に努めます。

